

## ★相続などで登記した固定資産税の口座振替について

死亡した納税義務者の固定資産税をご自分の口座振替でお支払いしている場合、相続などで土地や建物の登記をご自分の名義などに所有権移転した場合は、新たな所有者として登録するため再度、金融機関で口座振替の手続きが必要ですので、ご理解をお願いします。

## ★コンビニで発行できる税の証明について

全国のおもなコンビニで発行できる税関係の証明は、個人の所得証明と課税証明です。納税証明や固定資産・軽自動車関連の証明は市役所窓口での発行となります。

コンビニで証明書を発行するには、キオスク端末にてマイナンバーカード・暗証番号・手数料200円が必要です。

### 9月の納期について

<input type="checkbox"/> 固定資産税	3期
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	4期
<input type="checkbox"/> 介護保険料	4期
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料	3期
※口座振替は9月30日(月)です 残高の確認をお願いします	

納税証明書の発行期間は地方税法により、当該年度を含め4年となります。その他の証明は原則5年となります。

## ★各種証明書の発行期間について



※曾於市から転出（住民でなくなる）すると、コンビニで証明の発行はできなくなり、市役所窓口か郵便請求での発行となるためご注意ください。

## 国民年金のはなし

# 年金生活者支援給付金の手続きをお忘れなく

【本 庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### 対象者

以下の要件をすべて満たしている方

老齢基礎年金を受給している方	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員全員の市県民税が非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 年金収入金額とその他所得額の合計が約88万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 前年の所得額が約472万円以下

### 請求手続き

日本年金機構から対象者へ請求手続きのお知らせを、9月初旬頃から送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。

### お問い合わせ

【給付金専用ダイヤル】0570-05-4092（ナビダイヤル）

## 鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
9月11日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階 大会議室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。